



市政記者クラブ加盟社 各位

特別障害者手当等の誤った支給について

市が支給を行っている特別障害者手当について、次のとおり誤った支給（過支給）があったため、その内容についてお知らせします。

1 概要

在宅の精神及び重度障がい者を対象とする特別障害者手当の支給に際し、システム開発事業者（以下「A社」という）による特別障害者手当システムの誤った設定により、所得制限を理由に当該手当の支給を停止すべき受給者1名に対し、令和3年11月定期支給分（令和3年8月～10月分）及び令和4年1月随時支給分（令和3年11月～12月分）の合計136,750円が過支給となっていたことが判明したものです。

2 誤処理の内容

所得制限による支給可否の判定に影響する配偶者の所得に対する「障害者控除」額について、正しくは27万円とするべきところ、システム上57万円と設定されていたことにより、本来は所得制限の対象となり支給が停止されるべき対象者に対し、過大な控除によって所得制限が適用ならず、誤った支給が行われていました。

3 経緯及び発生原因

日時	内容
R3.6	A社が、税制改正に基づき令和3年から必要となるシステム改修を行う。このとき改修が必要な内容と関係なく、委託契約内容にもないテスト数値設定が行われ、修正されないまま見逃される。【誤設定発生】
R3.8～R3.9	現況届に基づく支給決定作業。
R3.11.9	対象者に対し令和3年8月～10月分手当定期支給。【過支給①】
R4.1.14	対象者死亡により令和3年11月～12月分手当随時支給。【過支給②】
R4.3	職員が書類編綴の際に設定数値の誤りに気づき、A社に確認を要請。
R4.3.15	A社から【誤設定発生】について上記の説明内容を含む報告を收受。
R4.3.25	対象者宅を訪問し謝罪と説明を行い、納付書による手当の返還を依頼。了承を得た。

4 再発防止策

各業務マニュアルに、「システム改修後は、システム全体が正しく動作することを細部の数値を含めて確認すること。」を盛り込み、改修と関係のない、改修以前に問題のなかった部分についても改めて確認の上で運用するものとします。

問合せ先：保健福祉部障がい福祉課
課長 野中 隆
TEL:019-613-8296